

議案第 15 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事業の創出を促進するため、事業を営んでいない個人又は中小企業者に対し、創業等を行うために必要な資金について新事業創出促進法（平成 10 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する新事業創出関連保証」を「事業活動を促進するため、創業者又は新規中小企業者に対し、事業を開始し、又は実施するため必要とする資金について創業等関連保証」に、「活力ある地域経済社会を構築する」を「地域経済の健全な発展に資する」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 中小企業者 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(2) 創業者 法第2条第2項に規定する創業者のうち、新たに市内に事業所を設置して事業を開始するものをいう。

(3) 新規中小企業者 中小企業者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人のうち、市内に事業所を有するもの

イ 設立の日以後の期間が5年未満の会社のうち、市内に事業所を有するもの

(4) ベンチャービジネス等支援資金 創業者又は創業者により新たに設立される会社が事業を開始するため必要とする資金及び新規中小企業者が事業を実施するため必要とする資金をいう。

(5) 創業等関連保証 法第4条第1項に規定する創業等関連保証をいう。

第3条第1項中「創業者」の次に「及び新規中小企業者」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。

(2) 個人の場合にあっては、25歳以上であり、かつ、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする額以上の額(借入金を有している場合にあっては、当該借入金の額に相当する額を控除した額)の自己資金を有していること。

(3) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。

(4) 千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の創業等関連保証を受けることができること。

3 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする新規中小企業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。

- (2) 個人の場合にあっては、25歳以上であること。
- (3) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。
- (4) 保証協会の創業等関連保証を受けることができること。

第7条を次のように改める。

(融資金額)

第7条 創業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる創業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第4号に該当する創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第3号に該当することとなったときは、1,500万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。

- (1) 市内に住所を有している期間が1年以上である個人 第3条第2項第2号に規定する自己資金の額(その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円)
- (2) 市内に住所を有している期間が1年未満である個人又は市内に住所を有していない個人 第3条第2項第2号に規定する自己資金の額(その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円)
- (3) 市内に事業所を有している期間が1年以上である会社 1,500万円
- (4) 市内に事業所を有している期間が1年未満である会社又は市内に事業所を有していない会社 1,000万円

2 新規中小企業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる新規中小企業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第2号に該当する新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第1号に該当することとなったときは、1,500万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。

(1) 会社及び市内に住所を有している個人 1,500万円

(2) 市内に住所を有していない個人 1,000万円

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている新規中小企業者 前項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額

(2) 新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている創業者 第1項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「受けた資金」を「受けたベンチャービジネス等支援資金」に改め、同条第3項第3号中「により」の次に「ベンチャービジネス等支援資金の」を加え、同項第5号中「による創業等に係る事業所を市外に移転した」を「により開始し、又は実施した事業に係る事業所を市内に有しなくなった」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市町村民税の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を滞納したとき。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(保証協会及び融資金融機関の経営支援等)

第13条 保証協会及び融資金融機関は、創業者及び新規中小企業者に対し、相互に連携してベンチャービジネス等支援資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

2 市は、前項の規定による経営支援について創業者及び新規中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

本条例に基づくベンチャービジネス等支援資金については責任共有制度の対象除外となることを踏まえ事業経歴の短い新規中小企業者に対する円滑な資金融資を確保するため市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例に基づく育成資金をベンチャービジネス等支援資金に統合するとともに、創業者等に対する経営相談等の支援について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。